

令和7(2025)年12月10日

みよし市こども政策課長

「物価高対応子育て応援手当」の支給予定について（お知らせ）

このたび、国が実施する「強い経済」を実現する総合経済対策において、0歳から高校3年生までのこどもたちに1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当（以下、「応援手当」という。）」を支給することとされました。それを受け、みよし市でも、支給対象者の皆様になるべく早期に支給できるよう準備をしています。**※応援手当に関する法案や市の予算等が成立した場合に有効となります。**

本市から児童手当を受給している方は、特に申請等の手続きはなく、支給されます。対象者には、順次案内を発送しますので、御確認ください。

なお、公務員で児童手当を勤務先から受給している方は、申請が必要です。

【応援手当の詳細】

市ホームページ
はこちら

市ホームページに専用サイトを用意しています。



支給要件の有無や支給額の確認ができます。

また、以下に該当する方からの申請を受け付けています。

- ・応援手当の受取りを拒否する場合
- ・市に登録している児童手当の支給口座が解約等でやむを得ず使用できない場合
- ・公務員で児童手当を勤務先から受給されている場合

【注意喚起】

応援手当の支給にあたり、市からATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合は、すぐにこども政策課の窓口又は最寄りの警察に御連絡ください。

担当 こども政策課 児童手当担当

電話 0561-32-8034（直通）

電子メール kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp